

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年5月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240501	マルヨ産業運送 株式会社 (法人番号 1400001007060) 代表者東 龍也	岩手県下閉伊郡山田町船越第6地割51番地6	盛岡営業所	岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地45-5	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和5年9月13日及び20日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)運行記録計による記録義務違反【記録の改ざん・不実記録】(安全規則第9条)、(4)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	9	9
20240513	太陽興産 有限会社 (法人番号 1380002018927) 代表者曲山 康生	福島県西白河郡矢吹町新町270番地5	会津営業所	福島県喜多市関柴町上高額字上中1175-1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和5年10月20日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4
20240522	株式会社 B-I (法人番号 1370001005910) 代表者二階堂 孝宏	宮城県仙台市宮城野区扇町3丁目1番1号	仙台ロジスティクス営業所	宮城県仙台市宮城野区扇町3丁目1-45	文書警告	法第17条第4項	令和6年4月26日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20240529	東日本ライフ輸送 株式会社 (法人番号 9420001002465) 代表者齊藤 幸伸	青森県青森市大字野木字山口164番地52	本社営業所	青森県青森市大字野木字山口164番地52	輸送施設の使用停止(70日車)	法第17条第4項	令和5年12月4日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(2)運転者の指導監督記録義務違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第10条第1項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。